



<結果報告書>

学校部活動の地域移行化による地域スポーツ クラブの確立及び自立化に向けた持続可能な 運営体制の創出

スポーツデータバンク沖縄株式会社

2023年3月22日 [最終稿]

目次

1. 目指す姿
2. 本実証で実証する課題とそのポイント
3. 実証内容とその成果
 - a. 実証の概要
 - b. 課題ごとの取組結果
 - c. 実証から得られた示唆
4. 今後の目指す姿
 - a. 本実証を踏まえた目指す姿
 - b. 目指す姿に向けたロードマップ
 - c. 事業収支計画

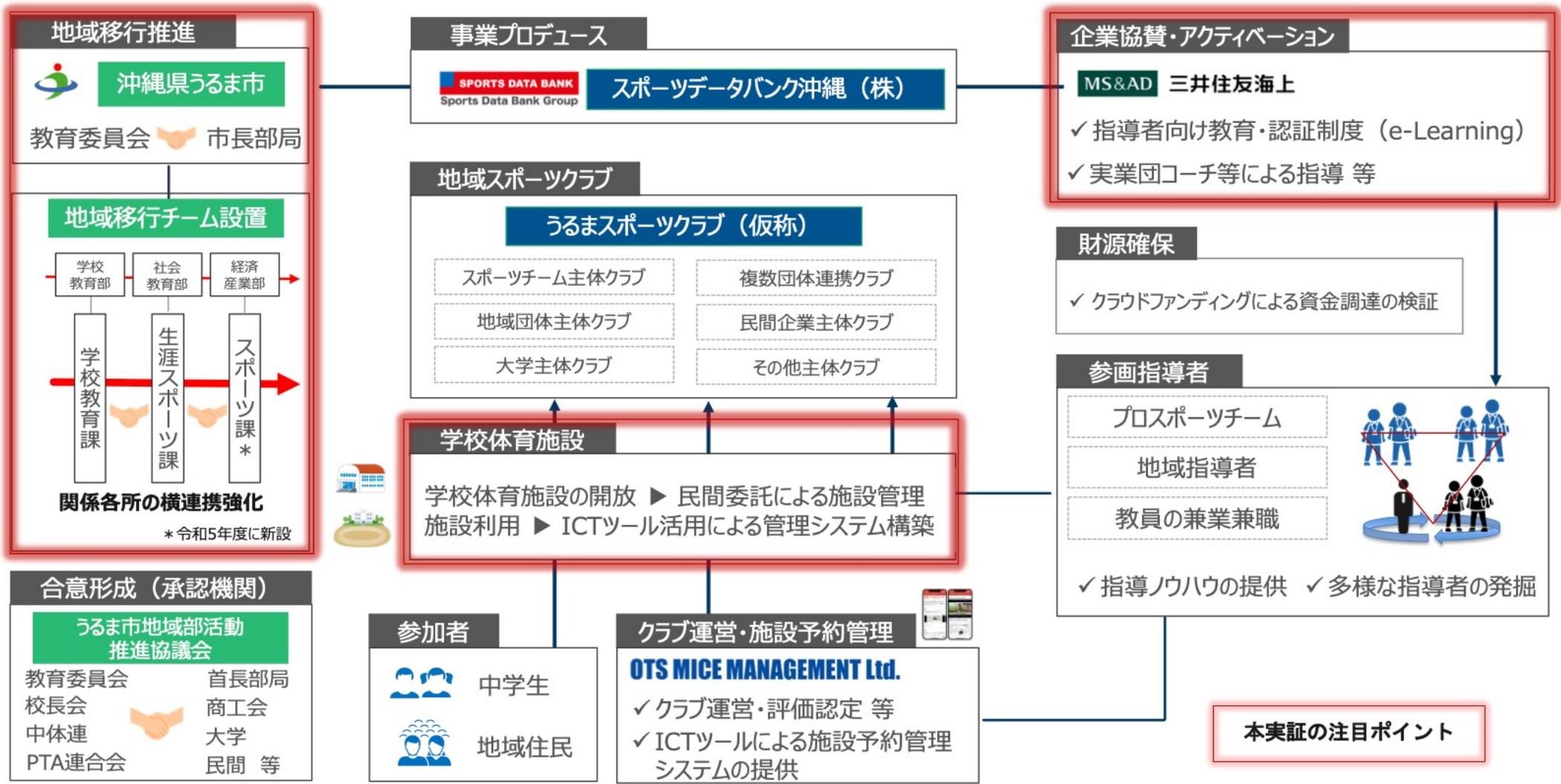
1. 目指す地域移行の姿

a. 目指す姿（うるま市のこれまでの取り組み）



1. 目指す地域移行の姿

a. 目指す姿



1. 目指す地域移行の姿

b. 各ステークホルダーの役割

<p>主体事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • スポーツデータバンク沖縄株式会社 うるま市の“目指す地域移行の姿”に向けた総合プロデュース ①事業推進・制度設計 ②地域移行の進捗状況の把握 ③各種調査 ④連携先企業等の調整 ⑤事務局運営・管理等のノウハウ提供 等
<p>実証自治体</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 沖縄県うるま市教育委員会 ①学校部活動の地域移行推進及び方針の決定 ②首長部局との連携 ③地域クラブ活動の在り方に関する検討 ④地域移行に向けた庁内の連絡・推進体制の構築 • 沖縄県うるま市 ①学校部活動の地域移行に向けた教育委員会等との連携 ②庁内の連絡・推進体制の構築
<p>企業協賛・ アクティベーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 三井住友海上火災保険株式会社 ①指導者向け教育・認証制度（e-Learning）の提供 ②実業団コーチ等による指導・講習会 等
<p>施設予約管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • OTS MICE MANAGEMENT株式会社 ①学校体育施設の利用に係る予約管理システムの提供
<p>参画指導者</p>	<ul style="list-style-type: none"> • プロスポーツチーム、希望する教員 等 ①指導のノウハウの横展開 ②学校部活動の地域移行を見据えたスポーツ団体等の在り方検討 ③多様な運動・スポーツ体験機会の提供 ④地域クラブ活動で指導を希望する教員の兼職兼業制度の活用 等

2. 本実証で実証する課題とそのポイント

解決すべき課題

横断的な組織内連携の在り方

- 「学校部活動の地域移行」について、庁内関係部署の間で理解度の違いや関わり方に温度差がある。
- 地域移行の課題に対して**総合的な解決を目指す**ため庁内の関係各所が本取組の一員として担当意識を持ち、市が一丸となって取り組んでいくことが必要不可欠なため、横断的な連携体制が必要。

多様な種目と指導者の確保

- これまでの取組において一定の指導者確保はできているが、今後の地域スポーツの充実・発展に向け、**生徒のニーズに応じた多様な運動・スポーツ機会の確保**と同時にその指導者の確保を目指す。

指導者・クラブ運営

質・安全管理

- 既存または新設される地域スポーツクラブが、今後の地域スポーツ活動を支えるにあたり、**適切で持続可能なクラブ運営管理ができるのか**、現状は不透明である。
- クラブ運営のノウハウ確立や指導者の指導方法向上のための仕組みづくりが必要。
- 学校管理下の部活動（顧問教員）から地域クラブ活動（地域スポーツ指導者）へ保護者等が安心して子どもを送り出せるように、生徒自身も安心して活動できるよう**技術指導だけではなく、指導者には“資質”も求められる。**
- 透明性・平等性を持たせるためにも、**地域スポーツ指導者に共通性のある研修制度**が必要。

今年度の実証におけるポイント（概要）

Point① 横断的な組織内連携の構築による体制強化

庁内に地域移行推進プロジェクトチームを作る

- ✓ 学校部活動の地域移行は、これまでの部活動改革の取組と比較しても、検討・対応範囲が一段と広がる。「学校－教育委員会」だけでなく、地域連携をより強めていくことで、円滑な地域移行の推進が図られると期待される。
- ✓ そのためには、教育委員会だけでは対応し難い事案に対して、市として総合的な解決や達成を目指すことが重要である。
- ✓ 庁内で「**地域移行推進プロジェクトチーム**」を立ち上げ、チームの一員として関係各所が担当意識を持つこと、且つ**横断的な組織内連携を構築**することで、専門的視点や様々な角度からの提案や充実した意見交換が可能。

Point② 指導者及び地域スポーツクラブの将来的な在り方

プロスポーツチームとの連携体制の構築検討/ 指導者向けの教育（e-Learning学習）・認証制度の提供

- ✓ 生徒のニーズに応じた多様な運動・スポーツ機会の確保及び指導者の発掘、確保するため、**県内プロスポーツチームと連携し、クラブ運営や指導ノウハウの提供ができる体制づくりに向けた検討を実施。**
- ✓ プロスポーツチーム同士が地域移行への参画モデルの検討を進めることで、より充実したスポーツ環境の整備につながると期待。
- ✓ **指導者向けの教育（e-Learning学習）**制度を活用することで、共通の研修を受講することができ、また受講結果を開示することで安心安全の担保につながられる。

2. 本実証で実証する課題とそのポイント

解決すべき課題

学校体育施設の 有効活用と収益性の 可能性検討

- 学校部活動の地域移行には、活動場所の確保や参加料の設定が必要となってくる。
- 活動場所の不足によること、参加料が支払えないことの原因によって地域スポーツクラブ活動が実施できない環境にならないよう、検討・対策が必要。
- 「**学校不動産**」とも言える学校体育施設を収益確保の観点からも利活用するため、収益性の可能性がある**民間等による指定管理者制度の運用について、制度の検討**を進める。
- ICTツール等の導入による、**管理運営の効率的運用や利用者の利便性の向上**を検証し、利用者の増加につながる環境の検討が必要。

持続可能な運営に 向けた財源の確保

- 国などの補助だけを頼りにすることは、いつまでも補助が続くわけではないため現実的ではない。
- 生徒にとって、地域住民にとって必要なスポーツ環境を持続させるためには、**地域で自走化できる仕組みづくりを構築**させる必要がある。
- うるま市において、一昨年度から実施している「**企業版ふるさと納税**」について、持続可能な財源確保の検証として継続的な実証を実施。
- その他、**企業協賛型・アクティベーション**等、外部資金による資金循環において、地域スポーツクラブへの活動支援を検証。

今年度の実証におけるポイント（概要）

Point③ 学校体育施設の有効活用及び収益化の可能性

学校体育施設の指定管理者制度の運用に向けた試み

- ✓ **民間等による学校体育施設の指定管理者制度の運用が全国的に例を見ないことから、どのようにしたら可能となるのか、関係法令等を整理。**
- ✓ 学校体育施設の使用で収益性が出ることに対するタブーとなる原因、それを取り除くために必要なことを整理するため、関係通知の読み解き及び関係省庁との意見交換を実施。
- ✓ 自治体が**学校体育施設の指定管理者制度を活用して民間等に管理運営等を出すこと**で、**学校体育施設の活用の幅が広がること、収益化により資金循環になり得ることをクリア**にした。
- ✓ ICTツール等の活用により、**管理運営の効率化またクラウドカメラの設置による施設の機能拡充**の検証を行い、**安全性・防犯機能の強化**を実施。

Point④ 自走化に向けた持続可能な財源確保の手法・運用

「企業版ふるさと納税」の新たな取り組み/

企業協賛型・アクティベーションによる指導者へのサービス提供

- ✓ 令和4年度の新たな取り組みとして「**企業版ふるさと納税×PFS**」を実施。
- ✓ 企業協賛を受け、うるま市が推進する地域クラブ化に関する事業に対し、指導者向け教育（e-Learning）・認証制度の活用など、**企業が有するノウハウを使った新規サービスの提供**を実施。

3. 実証内容とその成果

a.実証の概要

実証期間の主な取組

	1 運営体制の構築	2 指導者・管理者の確保	3 事業性(=自走性可能性)	4 指導者向けの教育・認証制度の構築
10月	<ul style="list-style-type: none"> うるま市庁内における「地域移行プロジェクトチーム」体制検討 	<ul style="list-style-type: none"> プロスポーツチームの各代表と地域移行に関する意見交換の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設における指定管理者制度の管理運営にかかる仕組みの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者向け認証プログラム（e-Learning）動画制作及び運用テスト
11月	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行プロジェクトチーム立上げ 定期ミーティングの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内プロスポーツチームにおける地域スポーツクラブへの参画に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設開放による収益化の可能性及びICTツール等の導入検討 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者向け認証プログラム（e-Learning）動画音声・テロップ等の動作確認
12月	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の運用のための条例・規則等の整理 確認事項の洗い出し 	<ul style="list-style-type: none"> 地域スポーツクラブへの参画に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設における指定管理者制度の仕組みづくりに向けた条例規則の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者向けの認証プログラム（eラーニング）の受講環境整備
1月	<ul style="list-style-type: none"> 総務課と現行のうるま市の条例規則等の整理 推進計画案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 各プロスポーツチームと地域連携の体制構築に関する意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> 民間による学校体育施設の指定管理について法及び現行のうるま市条例規則等の整理 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者向けの認証プログラム（eラーニング）の受講案内準備
2月	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定に向けた関係法令・規則等の整理 関係省庁との認識合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> 県内プロスポーツチーム連携推進協議会の設置に向けた検討・意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> クラウドカメラの設置及び検証 指定管理者制度に関するうるま市条例制定（案）の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 指導者向けの認証プログラム（eラーニング）の受講案内（順次開始）

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 運営体制の構築

取組の目的

- 地域移行には**教育委員会内だけでは対処できない事案が多くあるため、市長部局とも協力・連携体制を構築し、円滑に効果的な対応ができるよう日頃からのコミュニケーションが必要不可欠である。**
- 地域移行の課題に対して**総合的な解決を目指す**ため、庁内の関係各所が担当意識を持ち、一丸となって取り組んでいけるよう、横断的な連携体制が必要である。

現状

- 「学校部活動の地域移行」は “ 教育委員会が担当するもの ” と認識されがちである。
- 教育委員会内においては、学校部活動を所管する部署、生涯スポーツを所管する部署など、関係する課が複数にまたがっているのが現状であり、各課または担当者によっても、地域移行に関する情報量や理解度はマチマチである。
- 教育委員会では対処できない事案について、前提情報の分からない他部署へ相談するにも、背景や目的の説明から始まり、また双方の理解度が異なる場合には対応が思うように進まない傾向がある。

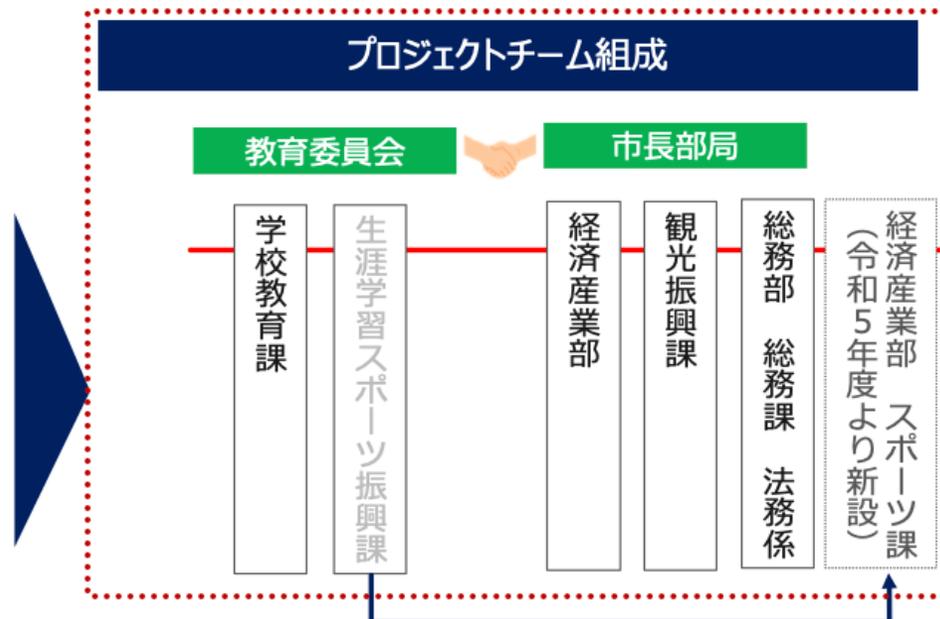
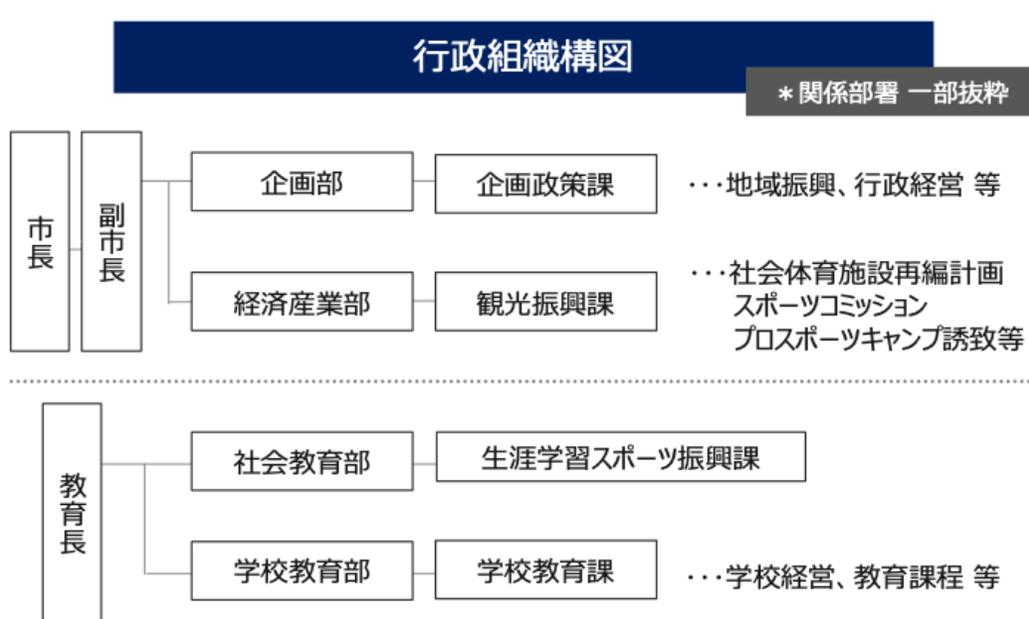
3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

1 運営体制の構築

取組の内容

- 庁内に「**地域移行推進プロジェクトチーム**」を立ち上げ。
- 各部署で取り扱う内容や時間の流れが異なるためチームの参集には時間を要したが、市の現状把握のための地域移行に関する勉強会を実施することで自分ごととしての意識改革が生まれ、定期的な打合せの設定が実現。



組織編成により、令和5年度に市長部局の経済産業部にスポーツ課が新設。
生涯学習スポーツ振興課業務の一部はスポーツ課へ移管される予定。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 運営体制の構築

取組の結果①

- 地域移行に向けた検討事項には、財源の確保、学校体育施設の有効活用、新たな制度設計など、教育委員会だけでは達成が難しい内容が多く含まれるため、**教育委員会と市長部局が一体となって改革に取り組むことが達成の近道**であることが分かった。

- 財源を確保するにはどうしたらよいか？
- 学校体育施設を有効活用するためには？
- 新たな制度をつくるためには？

関係部署と連携し、知恵を持ち寄って改革を推進

初期メンバー

* 事務局としてスポーツデータバンク沖縄

- うるま市 教育委員会 学校教育課 課長（取りまとめ）
- うるま市 経済産業部 部長
- 経済産業部 観光振興課 係長
- 経済産業部 観光振興課 他2名
- うるま市 教育委員会 生涯学習スポーツ振興課 課長
- 教育委員会 生涯学習スポーツ振興課 係長
- 教育委員会 生涯学習スポーツ振興課 主査

令和5年度にスポーツ課へ



- ✓ 組織改編の前から本プロジェクトチームに加わることで、学校部活動の地域移行に関する動向や現状の把握を行うことができ、来年度以降の推進計画や取り組む事項の整理と認識の共有が早い段階で行うことができています。
- ✓ 現在、**地域スポーツクラブの管理一元化に向けた検討などを進めている。**

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

1 運営体制の構築

取組の結果②

- 民間等による学校体育施設の指定管理者制度に関して、法改正が必要なのか、自治体条例・規則の改正等で運用が可能なのか、庁内で法務を扱う部署の担当者をチームに追加することで議論が加速し、道筋が立った。

追加メンバー

* 事務局としてスポーツデータバンク沖縄

- ・ うるま市 教育委員会 学校教育課 課長（取りまとめ）
- ・ うるま市 経済産業部 部長
- ・ 経済産業部 観光振興課 係長
- ・ 経済産業部 観光振興課 他2名
- ・ うるま市 教育委員会 生涯学習スポーツ振興課 課長
- ・ 教育委員会 生涯学習スポーツ振興課 係長
- ・ 教育委員会 生涯学習スポーツ振興課 主査
- ・ **うるま市 総務部 総務課 法務係 主任**



- ✓ これまでは教育委員会内で現行の条例・規則等を確認し、想定範囲でしか議論が進まなかった。
- ✓ **法務関係を扱う担当課が本プロジェクトチームに加わったことで、条例・規則の関係性や紐づく法令との整理などが加速。**
- ✓ 何を整理すべきか、どこを確認すべきかが明確になり、今後のアクションが明瞭となった。

- ✓ 地域移行に向けての取り組みは多岐にわたるため、教育委員会の内部だけでは対処できない事柄が多々ある
- ✓ “市”が一体となって取り組むことがスムーズな改革につながるため、**関係各所との連携を強化することが重要**である。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 指導者・管理者の確保 ～ 県内プロスポーツチームとの連携・地域スポーツクラブ活動への参画 ～

取組の目的

- 生徒のニーズに応じた多様な運動・スポーツ機会の確保及び指導者の発掘、確保に向け、**県内プロスポーツチーム等と連携し、地域スポーツクラブ団体へ、クラブ運営や指導ノウハウの提供ができる体制づくりを目指す**ため。
- **県内プロスポーツチームが学校部活動の地域移行の推進に参画し、将来的な地域スポーツクラブチームの在り方を検討し、参画モデルを構築**することで更なる地域スポーツの充実を図ることを目指すため。

現状

- うるま市においては、これまでの部活動改革の取り組みにおいて、一定の指導者確保はできているが、一方で、地域スポーツクラブ活動の充実に向けては、**生徒のニーズに応じた多様な運動・スポーツ機会の確保**が必要。
- 今後の地域のスポーツ活動の中心となりうる既存または新たに立ち上がる地域スポーツクラブ**団体は、適切な運営や持続可能なクラブ運営のノウハウを有していることが重要**であるが、現状、これらを判断する基準を持ち合わせていない。
- **クラブ運営のノウハウの取得、指導者の指導ノウハウの多様化**が必要。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

2 指導者・管理者の確保 ～ 県内プロスポーツチームとの連携・地域スポーツクラブ活動への参画 ～

取組の内容

- 県内プロスポーツチームと学校部活動の地域移行に関する意見交換と今後の参画モデルについて議論。
- 各プロスポーツチームにおいて、今後の地域スポーツクラブ活動への連携・参画の在り方を検討。



Jリーグ（J3）FC琉球
琉球フットボールクラブ株式会社



日本ハンドボールリーグ・琉球コラソン
株式会社琉球コラソン

議論内容

- チームから指導者を配置するには？
- 単体のプロチームだけでの参画ではなく、チーム同士が連携することで何ができるか？
- 継続的な関わり方としてどのような形・仕組みづくりが良いか？

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

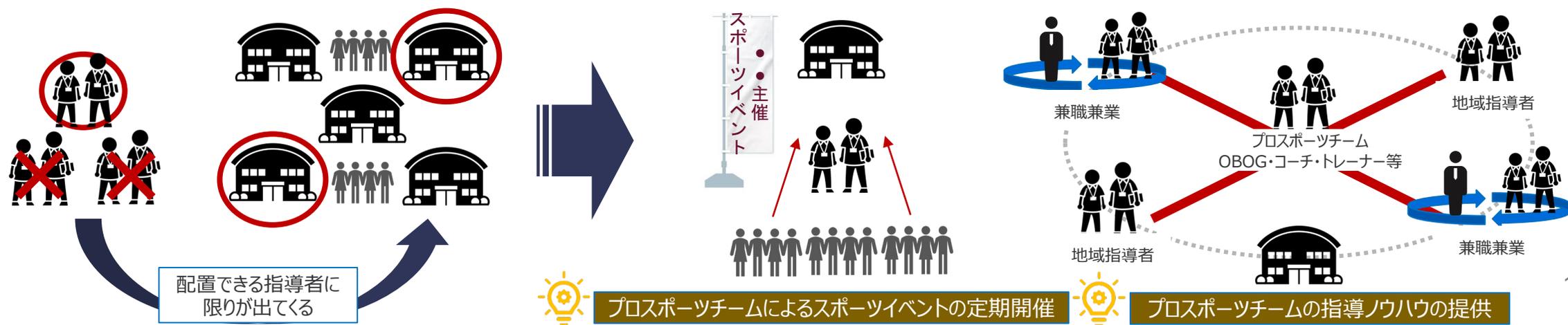
2 指導者・管理者の確保 ～ 県内プロスポーツチームとの連携・地域スポーツクラブ活動への参画 ～

取組の結果

Q.チームから指導者を配置するには？

>> チームから派遣できる指導者の数、エリア、時間帯が限られてくるだろう。 ……何ができるか？

- 可能なところから試験的運用の検討を進める
- 合同練習会、スポーツイベントやスポーツ体験会などによる指導機会の確保を目指す
- アカデミーやスクールで培ってきた指導ノウハウを地域の指導者に共有し、指導方法の拡充や認定を行う



3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

2 指導者・管理者の確保 ～ 県内プロスポーツチームとの連携・地域スポーツクラブ活動への参画 ～

取組の結果

Q.単体のプロチームだけでの参画ではなく、チーム同士が連携することで何ができるか？

- 単一種目ではなく、他種目の体験機会の確保・提供が可能になる
- チーム同士が連携することで、様々なレベルや目的に応じた指導方法やプログラムの相互連携が実現

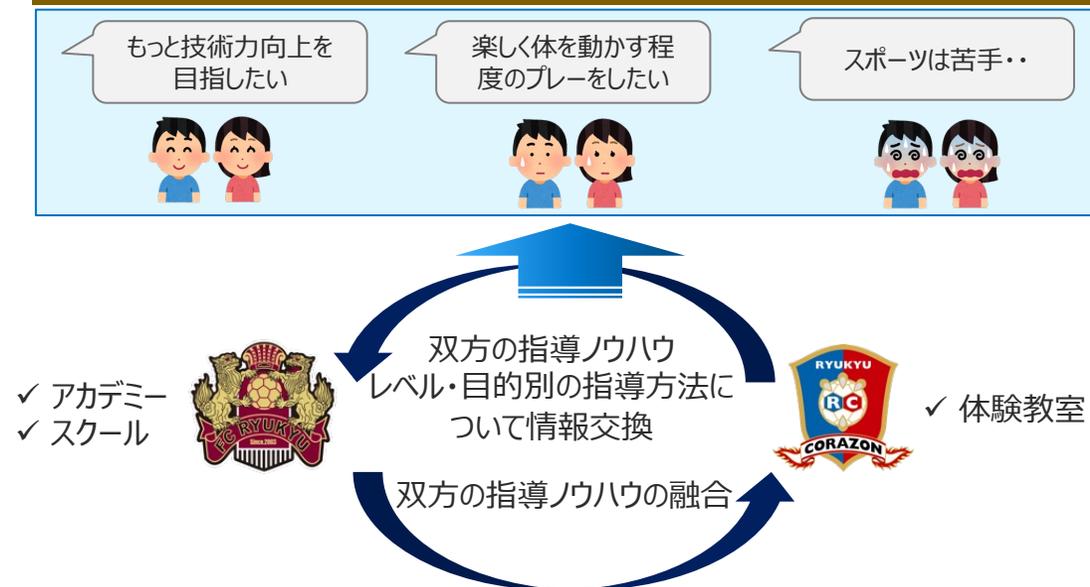
競技を超えた子供たちの交流・複数種目の体験機会



(案) 複数のプロスポーツチームによるスポーツ体験会の実施

普段サッカーをやっている子がハンドボール、ハンドボールをやっている子が新たにサッカーに挑戦するなどの体験機会を設ける。

競技を超えた指導者間の交流機会・指導ノウハウの情報交換



3. 実証内容とその成果

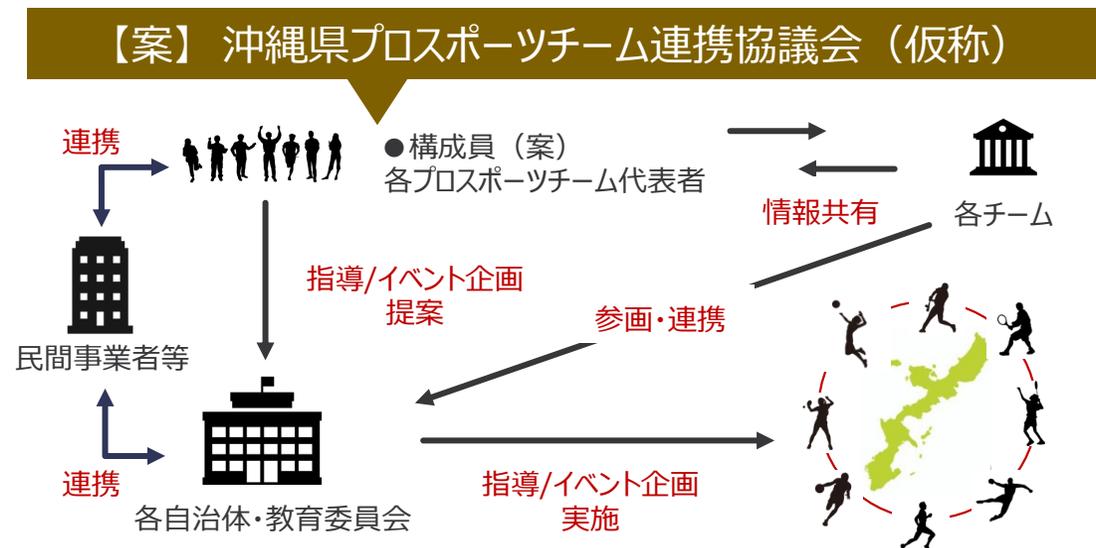
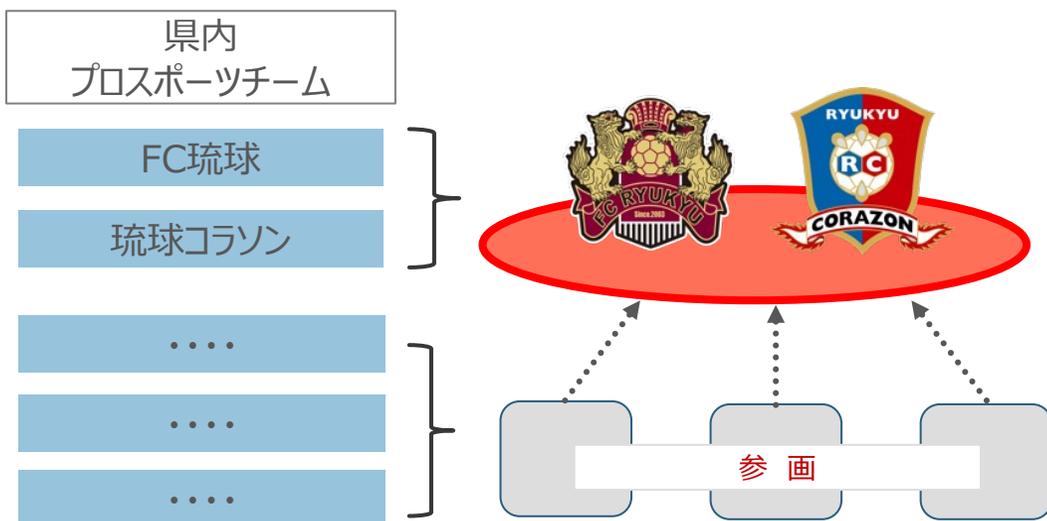
b.課題に対する取組結果

2 指導者・管理者の確保 ～ 県内プロスポーツチームとの連携・地域スポーツクラブ活動への参画 ～

取組の結果

Q.継続的な関わり方としてどのような形・仕組みづくりが良いか？

- 県内のプロスポーツチームを集結させる「沖縄県プロスポーツチーム連携協議会（仮称）」（案）の設置計画について事務局の案として提案し、前向きな検討を進めている。
- 参画チームを増やし、プロスポーツチームの連携を強化することで、地域スポーツ環境の充実やスポーツ産業の発展を目指し、自治体等へ多様な運動・スポーツ機会確保の提案を可能とする



3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 自走化に向けた資金繰り（財源確保）の継続的運用 ～

取組の目的

- うるま市において、一昨年度から実施している「**企業版ふるさと納税**」について、持続可能な財源確保の検証として継続的な実証を実施する。
- 企業協賛型・アクティベーションにおいて、地域スポーツクラブへの活動支援等を実施し、企業連携のサービスの提供による自走化の可能性を探る。

現状

- 学校部活動の地域移行に関する国等の事業による補助は、今後も保障される確約はない。
- 補助だけを頼りにするのは現実的ではないため、**地域で自走化できる仕組みづくりを構築**させる必要がある。
- 生徒にとって、地域住民にとって、**将来的に継続してスポーツに親しめる環境を整備・維持するための財源の確保と継続的な資金循環**が必要。

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 自走化に向けた資金繰り (財源確保) の継続的運用 ～

取組の内容

企業版ふるさと納税

- 昨年度に引き続き、今年度も「企業版ふるさと納税」を実施中。

<企業版ふるさと納税とは>

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

- ①地方公共団体が地方版総合戦略を策定
- ②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成
- ③計画の認定
- ④寄附
- ⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数:46道府県1,376市町村(令和4年4月1日時点)

実質的な企業負担は約1割です!

うるま市の令和3年度実績

約1,500万円の歳入 (市全体の取組として)

国内初 ☆学校・部活動を中心とした新たな地域活性化モデルの構築☆

学校・部活動を中心とした地域活性化モデル

うるま市教育委員会 → 課長 課長 → スポーツデータバンク (Sports Data Bank) → コーディネーター → 協賛・調整 → 地域企業等 (県内各スポーツセンター等)

市内中学校・部活動 → フラッグフットボール → スポーツチーム・指導者 → 県内各スポーツセンター等

支援企業や指導者所属企業等の商品PR・アンケート調査等の実施の可能性の検証

地方自治体

- ✓ 市町村外からの新たな資金獲得ができる
- ✓ 補助金・交付金との併用が可能 (7府省の80補助金・交付金)

企業

- ✓ 税額控除を最大9割受けることができる
- ✓ 企業の社会貢献活動やPRとなったり、地方自治体とのパートナーシップを構築できる可能性がある

国内初の取り組みとして、教育委員会・学校・地域・民間企業が連携し、部活動指導における技術面の充実と教員の負担軽減となる仕組み・環境づくりを行っております。子どもたちの健全育成をサポートしていただける企業様をお待ちしております。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

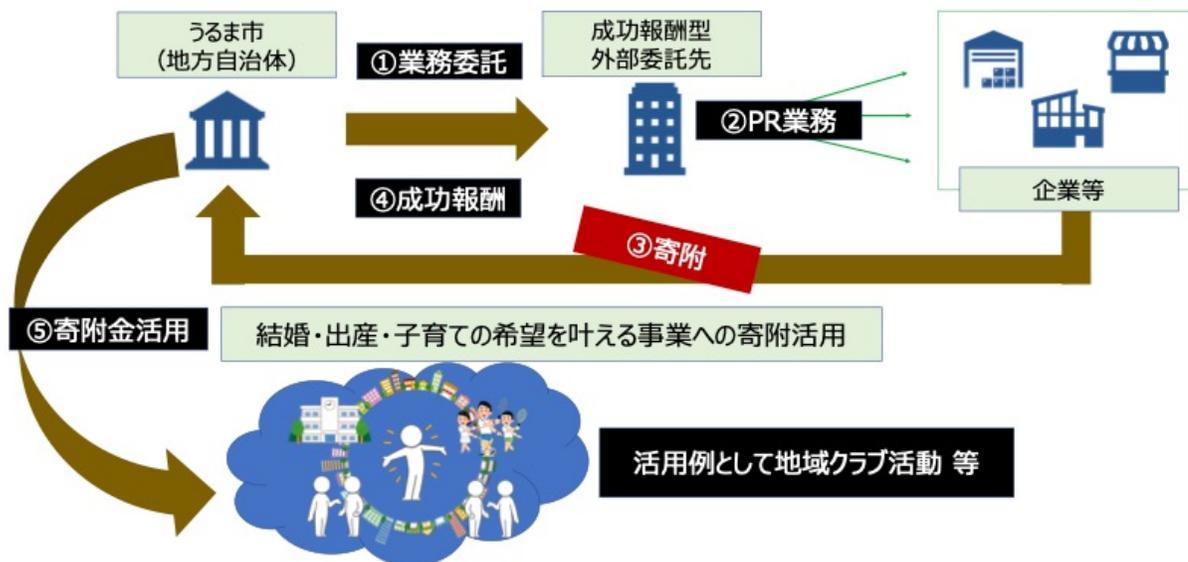
3 事業性(≒自走性可能性) ～ 自走化に向けた資金繰り（財源確保）の継続的運用 ～

取組の内容①

企業版ふるさと納税

- 持続可能な財源確保の検証として、令和4年度は新たな取り組みを実施。
- 企業版ふるさと納税により、自治体が財源を確保・活用することで、より規模の大きな取り組みが可能となるため、「企業版ふるさと納税×PFS」の仕組みを取り入れ、企業版ふるさと納税の寄附を効果的に受け入れることを目的に、PRについて成功報酬型外部委託を実施している。

< 「企業版ふるさと納税×PFS」イメージ図 >



【うるま市企業版ふるさと納税に係る 業務委託実施要領(抜粋)】

[業務内容]

(1) 企業版ふるさと納税 PR 業務

第2次うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた事業を基に、企業へ周知及び個別相談を行い寄附を募る。また、企業版ふるさと納税の制度についても説明を行う。

(2) 企業版ふるさと納税受入業務

うるま市の要綱に基づいた手続きを行う。寄附見込み企業に対して、様式作成等のサポートも行う。

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 自走化に向けた資金繰り（財源確保）の継続的運用 ～

今後の取組

企業版ふるさと納税

- 企業版ふるさと納税は適用期限があり、**令和6年度までの制度**である。
- 令和7年度以降のことを見据え、今後は**企業版ふるさと納税に限定せず、多様な財源の確保の手法**について、（クラウドファンディングや地域企業からの指定寄附（基金化）、企業協賛等）検証していく。

主な改善ポイント

令和2年度の

- 税額控除の特例措置の適用期間が令和6年度末まで延長
- 税の軽減効果が、寄附額の最大約6割から最大約9割に拡大
- 地域再生計画の認定後、「寄附の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が可能に
- 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金を拡大
- 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能に

企業にとってのメリット

社会貢献

企業としてのPR効果
[SDGsの達成など]



地方公共団体との新たな
パートナーシップの構築

地域資源などを活かした
新事業展開



* 内閣府 地方創生推進事務局 「こころざしをカタチにする。企業版ふるさと納税」パンフレットより一部抜粋

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

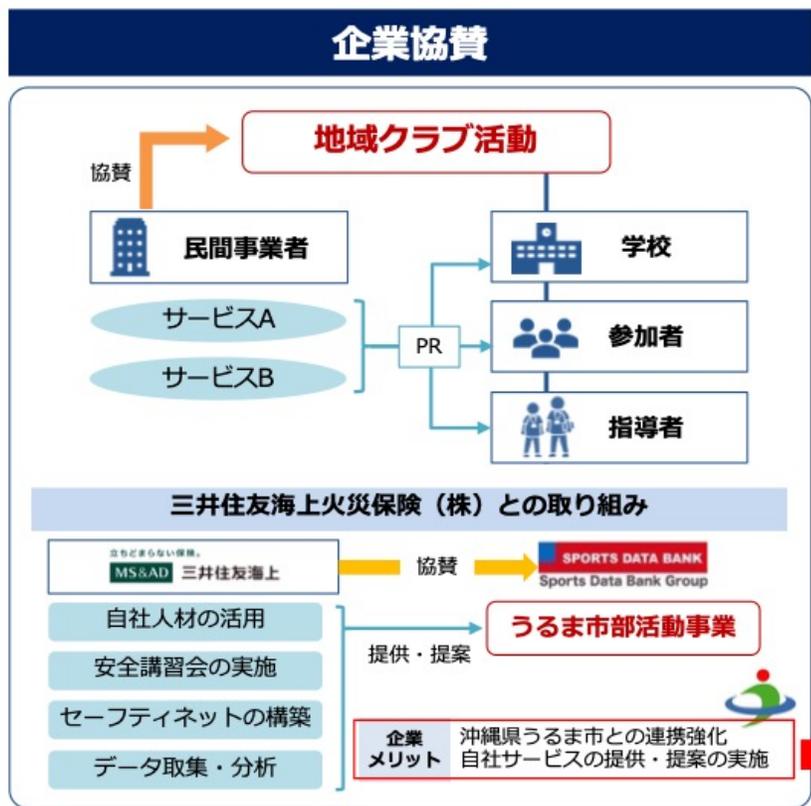
3 事業性(≒自走性可能性) ～ 自走化に向けた資金繰り (財源確保) の継続的運用 ～

取組の内容②

企業協賛型・アクティベーション

- 外部資金確保の手法のうち、地域企業による支援や企業からの直接的な支援の方法「**企業協賛型・アクティベーション**」※1を、三井住友海上火災保険（株）と取り組み、**指導者向けの教育・認証制度のサービス提供**を実施。

※1 詳細はP.22で説明



- (1) 自然災害への対応
- (2) 救急蘇生法
- (3) 防犯
- (4) コンプライアンスの重要性とハラスメント防止
- (5) 子どものメンタルヘルス不調と対応
- (6) 個人情報の取り扱い
- (7) ケガ予防 *講習会の実施形式

“全国初”

<e-Learning受講>



<同社人材の活用>



* 三井住友海上女子陸上競技部所属 渋井陽子氏によるケガ予防に関する講習会実施

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 自走化に向けた資金繰り（財源確保）の継続的運用 ～

取組の内容②

企業協賛型・アクティベーション

💡 企業協賛型・アクティベーションのPoint!

- ✓ 三井住友海上火災保険（株）から協賛を受け、うるま市における事業に対してセーフティーネットの構築やスポーツや安全の講習会実施などの企業サービスの提供等を行う仕組み
- ✓ ダイレクトマーケティングができ、直接的な事業連携がしやすい方法
- ✓ 地域課題に対して、**企業が有するノウハウを使った新規サービスの開発及び提案、導入ができ、直接対象者（学校・生徒・指導者等）へサービスの提供ができる**
- ✓ サービスの付加価値をさらに向上させることができ、その**サービスを横展開することで、より多くの地域での課題解決につながる**取り組みとなる



～持続可能な部活動の環境整備に向けた部活動の地域移行に関する支援について三者連携協定を締結～

うるま市教育委員会（教育長：嘉手苺 弘美）
 スポーツデータバンク沖縄株式会社（代表取締役：石塚 大輔）
 三井住友海上火災保険株式会社（沖縄支店長：中野 昇）

取組の結果

- 「④指導者向けの教育・認証制度の構築」を参照。👉 P.40へ

<令和4年9月29日>

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の目的

- 「学校不動産」とも言える学校体育施設を収益確保の観点からも利活用するため、収益性の可能性がある民間等による指定管理者制度の運用について、制度の検討を進める。
- ICTツール等を学校体育施設に導入することにより、管理運営の効率的運用や利用者の利便性の向上、安全面の確認を実施するため、本事業においてクラウドカメラの設置による検証を行う。
- その他、関係する機能の効果検証を確認し、施設の機能拡充の可能性を探る。

現状

- 学校部活動の地域移行には、活動場所の確保や参加料が必要となってくるが、活動場所の不足によること、参加料が支払えないことの原因によって地域スポーツクラブ活動が実施できない環境、参加のできない子供が出ないよう、検討・対策が必要。
- 学校体育施設の指定管理者制度を活用し、民間等が管理運営を行い地域スポーツクラブの運営費への収益化を図りたいが、現状の規則において、営利行為は認められていない。
- 学校体育施設の有効活用を推進するが、鍵の開け閉めや使用日時の予約管理など、一部アナログのままであり、人手が必要な仕組みとなっている。

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の内容①

学校体育館へのクラウドカメラの設置

- ICTツール等の活用により、管理運営の効率化また学校体育館へのクラウドカメラの設置による施設の機能拡充の可能性検証を行うとともに、安全性・防犯機能の強化を実施。

クラウドカメラ

G-cam02C

様々なセキュリティに対応
クラウド専用モデル



・体育館内に設置 防犯等機能の実証

画素数	パン/チルト	ズーム	記録媒体
200万画素	水平330°/垂直90°	光学4倍ズーム デジタル16倍ズーム	クラウド
録画期間	防塵・防水機能	サイズ	重量
14日間	IP66相当	21cm * 21cm * 26cm	2.4kg
赤外線	LTE	データ通信量	
照射距離20m 自動点灯IRライト	○ NTTドコモMVNO回線	無制限	

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の内容①

学校体育館へのクラウドカメラの設置

- 体育館の2Fに取り付け、体育館全体が確認できるよう設定
- 学校部活動・地域スポーツクラブ活動、学校開放、深夜の時間帯など、24時間※体育館の様子が確認できる

※カメラの仕様による。また、仕様によっては録画する時間帯の指定も可能である。(例：18：00～22：00のみ)

<設置の様子>



* 学校部活動



* 学校開放（夜間）



* 深夜



💡 Point!

- ✓ 学校部活動・地域スポーツクラブ運営中の**安全性向上**や**防犯機能強化**の実証
- ✓ 指導環境、状況の確認（**暴力・ハラスメントの抑制・防止等**）

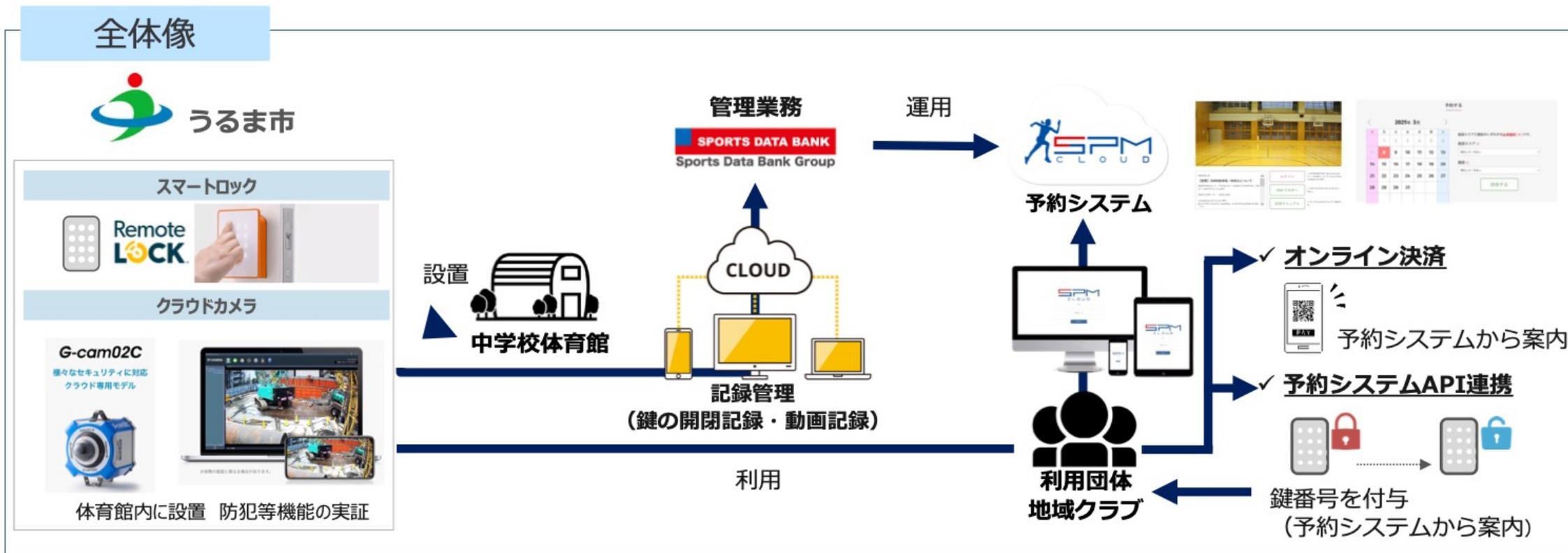
3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の内容②

リモートロックの設置・予約管理システムとの連動 (* 他事業における実証)



3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

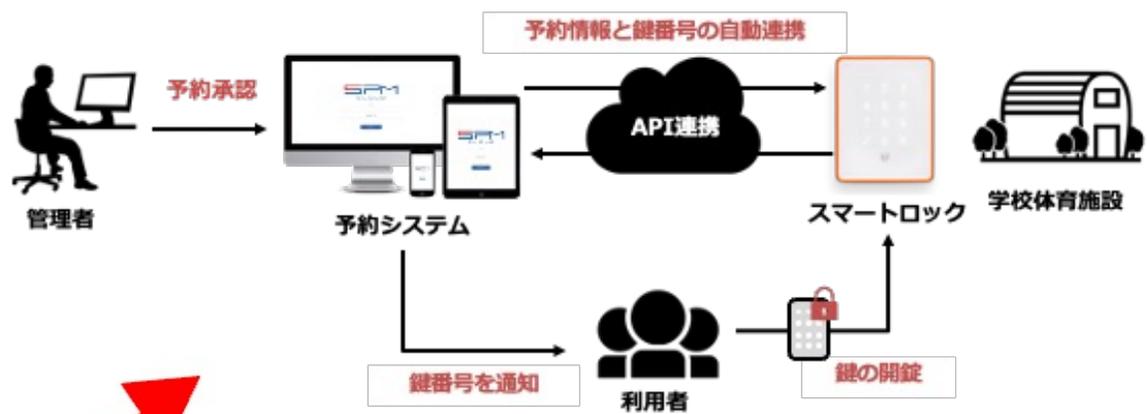
3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の内容②

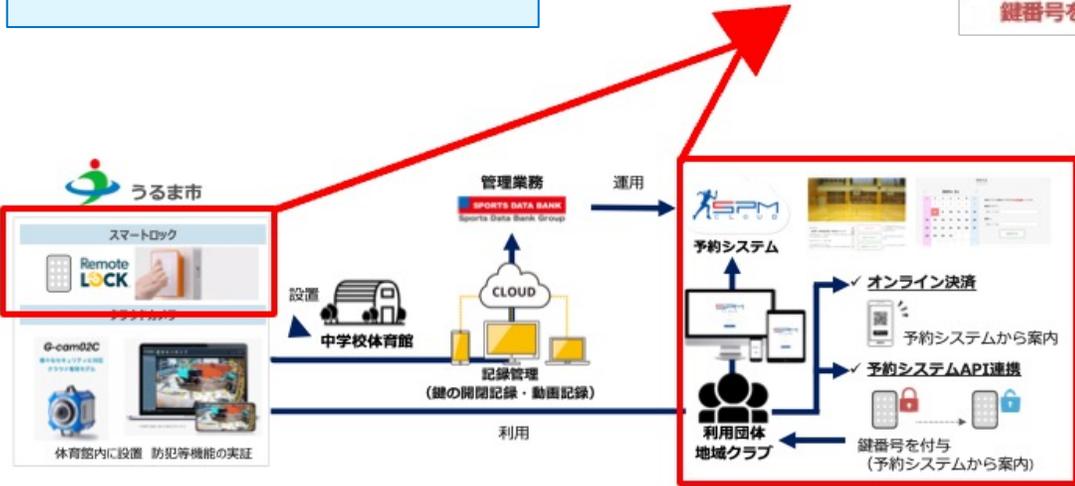
スマートロックの設置・予約管理システムとの連動 (* 他事業における実証)

Point 1

- ✓ 対面での施設予約から予約システムを通じて、施設利用希望の日時を登録
- ✓ 予約承認後、スマートロックへ予約情報が連携



*スマートロック操作イメージ



Point 2

- ✓ これまで鍵の開け閉めは学校教員またはシルバー人材の活用などにより、人が現地に赴き対応することが基本であった
- ✓ スマートロックを設置することで、予約承認後に利用者へ開錠施錠に必要な暗証番号が付与されるため、利用者で鍵の開け閉めが完結できる

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の結果①

- 今回の実証期間では、怪我や事故等は発生はなかった。
- 設置協力の学校からは、「もし事故等が発生した場合、記録を見返すことで原因究明につながるため、今後の活用次第では有効だろう」との意見があった。
- 現場の指導者からは、「安全管理の意識が高まる」、「安全・防犯面以外に動作確認などの機能も今後増えていくとより活用の幅が広がるのでは」との意見があがった。

今後の取組①

- クラウドカメラの設置には、プライバシーの観点から、利用者やその関係者（生徒・保護者等）への事前の説明と理解を得ることが重要であるため、今後の横展開を図る際には、通知方法や学校体育施設利用の規則等に機器の導入及びそれに係るプライバシーポリシーなどをまとめ、明確にすることが必要。
- 学校体育施設の利便性を向上するため、安全・防犯面はもちろんのこと、それ以外の機能を有するICT等ツールの積極的な活用の検討を進める。

[動作確認、窓の施錠漏れ通知、ボール・シャトル等の数量の計算機能、等々]

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の内容③

学校体育施設における指定管理者制度

- 学校体育施設を**収益確保の観点からも利活用するため**、収益性の可能性がある**民間等による指定管理者制度の運用について、制度の検討を進める。**
- **民間等による学校体育施設の指定管理者制度の運用が全国的に例を見ないことから、どのようにしたら可能となるのか、関係法令等を整理。**
- 学校体育施設の使用で**収益性が出ることに対してのタブーとなる原因、それを取り除くために必要なことを整理した。**



学校・教育委員会管理



民間による管理運営



3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

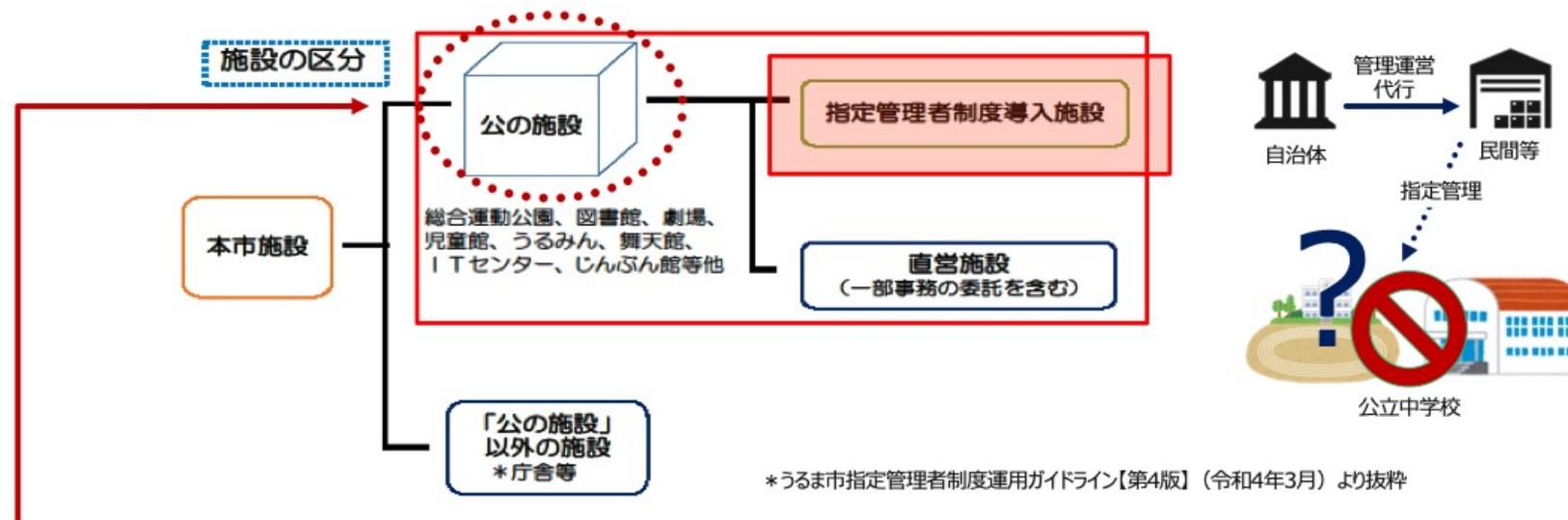
3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の内容③

学校体育施設における指定管理者制度

Q. 指定管理者制度とは？

- 指定管理者制度は、**公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度**のこと。
- 公の施設とは、**学校**、市立図書館、団地等も含まれ、これらの管理については、法律等に特別の定めがあるもの以外は、**条例で制定されるもの**。



学校は【公の施設】であるため、指定管理者制度の導入が可能だが、これまで導入されなかった理由は？

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の内容③

学校体育施設における指定管理者制度

Q. “営利目的の活動”が導入を妨げていた？

- 現在のスポーツ基本法の前は「スポーツ振興法」があり、当該スポーツ振興法第3条第2項に、「**営利のためのスポーツを振興するためのものではない**」という文言があったため、スポーツ振興法が施行されている時に制定された「うるま市立学校施設の開放に関する規則」等、各全国の自治体に同様の趣旨の条文ができた（うるま市立学校体育施設の開放に関する規則第12条第1号参照）。その後、スポーツ振興法の全部改正（平成23年）を受け制定されたスポーツ基本法には「営利のためのスポーツを振興するためのものではない」という文言はなくなった。
- 現在のうるま市立学校体育施設の開放に関する規則第1条には、スポーツ基本法の制定に伴う文言があるものの、**当規則はスポーツ振興法が施行されているときに制定されたことと、学校施設で収益を得ることが可能等との判断がされていないため、第12条第1号の内容は制定当初から変わらず営利行為はできないものとして解釈されていると推測される。**

第1条 この規則は、**スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき**、地域における体育・スポーツの普及・振興に役立てるため学校教育に支障のない範囲で学校の体育施設を住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として提供すること（以下「施設開放」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

～中略～

第12条 利用者・入場者は、施設内で次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 物品の販売**その他営利行為をすること。**

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

③ 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の内容③

Q.考えられる要因（関係通知等）

① 総行行第87号 平成15年7月17日 総務省自治行政局長「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」

「4 その他」において

“学校教育法等個別の法律において**公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができない**”との記載あり

② スポーツ基本法の前身スポーツ振興法の名残（前ページ）

- ✓ スポーツ振興法では「営利のためのスポーツを振興するためのものではない」という文言あり。
- ✓ 全部改正を受け制定されたスポーツ基本法ではこの文言はなくなったが、学校施設で収益化ができる等の判断が明確にできず、**振興法の名残**により営利行為はできないものとして解釈が続いているのでは？

学校体育施設における指定管理者制度

<p>総行 第 8 7 号 平成 1 5 年 7 月 1 7 日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>総務省自治行政局長</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 8 1 号、以下「改正法」といふ。）は、平成 1 5 年 6 月 6 日に成立し、同月 1 3 日に公布されました。</p> <p>今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定の見直しとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。</p> <p>指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際に改正前の地方自治法（以下「旧法」といふ。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に対応する公の施設の管理に関する条例を改正する必要があり、その際、公の施設の管理状況等について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。</p> <p>また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）（平成 1 5 年 7 月 1 7 日付総行行第 8 6 号、総行公第 3 9 号、総行公第 4 1 号、総行公第 7 1 号、1 5 文特第 2 2 9 号総務省自治行政局長「総務省自治行政局長「文部科学教育委員会通知」を参照してください。）、</p> <p>貴県におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるところに、貴都道府県の所管財に対しての留意事項となります。</p> <p>なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、政令等と併せて後日お示しします。</p> <p>記</p> <p>第 1 地方公共団体の内部組織に関する事項</p> <p>1 改正法施行後（改正法）</p> <p>(1) 今般の改正は、都道府県の自主組織を尊重する観点から、都道府県の局部</p>	<p>や管理経費等の取支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が把握されるものであること。（第 2 4 4 条の 2 第 3 項参照）</p> <p>(2) 債権、貸借といった個々の具体的義務を指定管理者から第三者へ委託することはできないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することにより公の施設の管理にかんがみれば、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないものであること。</p> <p>(3) 指定管理者の管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについては十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護法において個人情報の取扱いに際して必要な措置を指定管理者の管理に委託する規定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に管理主体のチェックを行うこと等に、個人情報保護法に抵触されるよう配慮されたこと。</p> <p>その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成 1 5 年 6 月 1 6 日付総行第 9 1 号総務省総務法制官通知）の内容を十分に踏まえて対応したいこと。</p> <p>4 その他</p> <p>道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。</p> <p>第 3 施行期日等</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（改正法附則第 1 条第 1 項）</p> <p>2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際に旧法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後 3 年以内に対応する公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第 2 4 4 条の 2 の規定による指定等を行う必要があるものであること。（改正法附則第 2 条第 1 項）</p>
---	---

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の内容③

学校体育施設における指定管理者制度

現状を改めて確認すると・・・（関係通知）

15文科初第1321号 [平成16年3月30日](#) 文部科学省初等中等教育局長 スポーツ・青少年局長
「**公立学校における外部の人材や資源の活用の推進について（通知）**」

二 （中略）

このほか、例えば、学校施設の警備、清掃、プールや体育館の保守、給食の調理などの業務や、**学校施設の時間外一般開放の管理などについては、現行制度下においても、民間事業者に委託して実施することが可能となっていますので、各設置者の判断により適切な取り組みを進めていただくよう、念のため申し添えます。**

30文科初第1497号 [平成31年3月18日](#) 文部科学事務次官
「**学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）**」

2. (2) ⑦（前略）

学校施設の地域開放に当たっては、（中略）**教育委員会による一元的な管理運営、業務委託や指定管理者制度による民間事業者等も活用した官民連携等の工夫**により管理事務における学校や教師の負担軽減を図りつつ、地域の財産である学校施設の地域開放を推進すること。

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の内容③

学校体育施設における指定管理者制度

現状を改めて確認すると・・・（関連法令）

① 地方自治法

- ✓ 地方自治法（第244条の2以下）では、指定管理者制度、「公の施設」の管理等について規定
- ✓ 地方自治法（第180条の8）には、「別に法律の定めるところにより」とあり、『学校』の管理については、地方自治法の枠を抜けて特別に規定されているものと考えられる。

>> 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】



② 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- ✓ （第33条）教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その所管に属する**学校**その他の教育機関の施設…の**管理運営**の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。

>> 【うるま市立学校管理規則】

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の内容③

学校体育施設における指定管理者制度

要約Point!!

- ✓ 関係法令やこれまでの通知等を改めて整理したところ、『学校教育に支障のない限り』において、学校体育施設の指定管理者制度について**条例制定が可能**との見解が関係省庁とも確認が取れた
- ✓ 条例制定に向けては、庁内で関係条例規則等との整合性及び必要な改正調整が必要

法令等	主な関係部分の抜粋
学校教育法 (昭和22年法律第26号)	第137条第1項 <u>学校教育上支障のない限り</u> 、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。
社会教育法 (昭和24年法律第207号)	第44条 学校(国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。)の管理機関は、 <u>学校教育上支障がないと認める限り</u> 、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。
スポーツ基本法 (平成23年法律第78号)	(学校施設の利用) 第13条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校…の設置者は、その設置する <u>学校の教育に支障のない限り</u> 、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。
学校体育施設開放事業の推進について (昭和51年6月26日文体体第146号文部事務次官通知)	一 趣旨 (前略) このような地域住民の要請に応えるためには、公共のスポーツ施設を計画的に整備していくとともに、 <u>学校教育に支障のない限り</u> 、学校の体育施設の効率的な利用を促進する必要がある。そのため学校体育施設開放事業を推進するものとする。

Check! 上記の表から、『学校教育に支障のない限り』においては、**指定管理者制度について自治体において条例制定が可能**

3. 実証内容とその成果

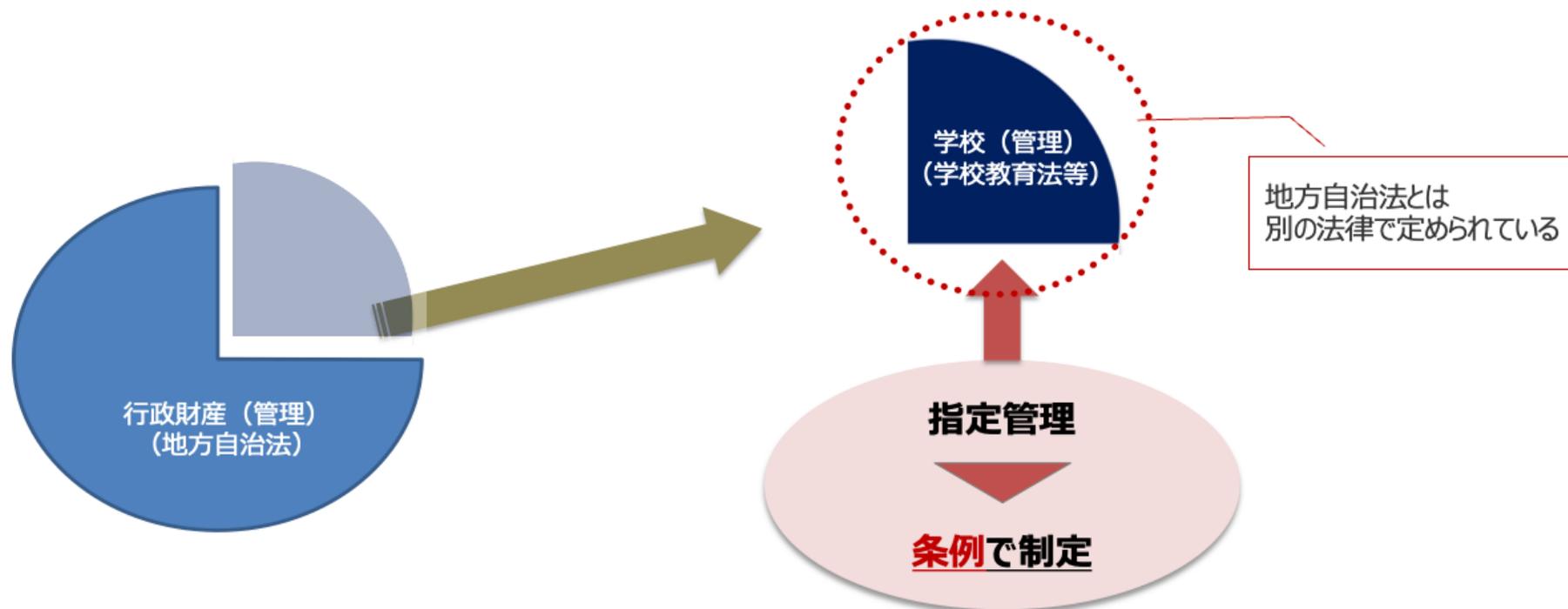
b. 課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の結果③

学校体育施設における指定管理者制度

- 以上の整理を踏まえ、【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】における（学校等の管理）第33条「法令又は条例に違反しない限りにおいて」、**うるま市条例により指定管理者制度の制定**を目指す



* 地方自治法第244条の2で、公の施設の管理に関する事項は条例で定めることとされている

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の結果③

学校体育施設における指定管理者制度

<平日>

施設	時間					所管	管理・運営
	8	12	16	20	22		
学校体育施設等						教育委員会	教育委員会 (現場監督：学校長)
						教育委員会	指定管理者

<土日・祝祭日、学校休業日>

施設	時間					所管	管理・運営
	8	12	16	20	22		
学校体育施設等						—	—
						教育委員会	指定管理者

- 学校教育活動の時間
- 学校教育活動の時間外
 - － 学校部活動（平日16：00～）
 - － 学校体育施設夜間開放（平日及び土日等20：00～22：00）
 - － 地域クラブ活動（土日等）

※指定管理者においては、時間外に行われる学校教育活動・学校行事等があればそれを優先することとし、学校教育に支障のない範囲で管理・運営をすることとする。

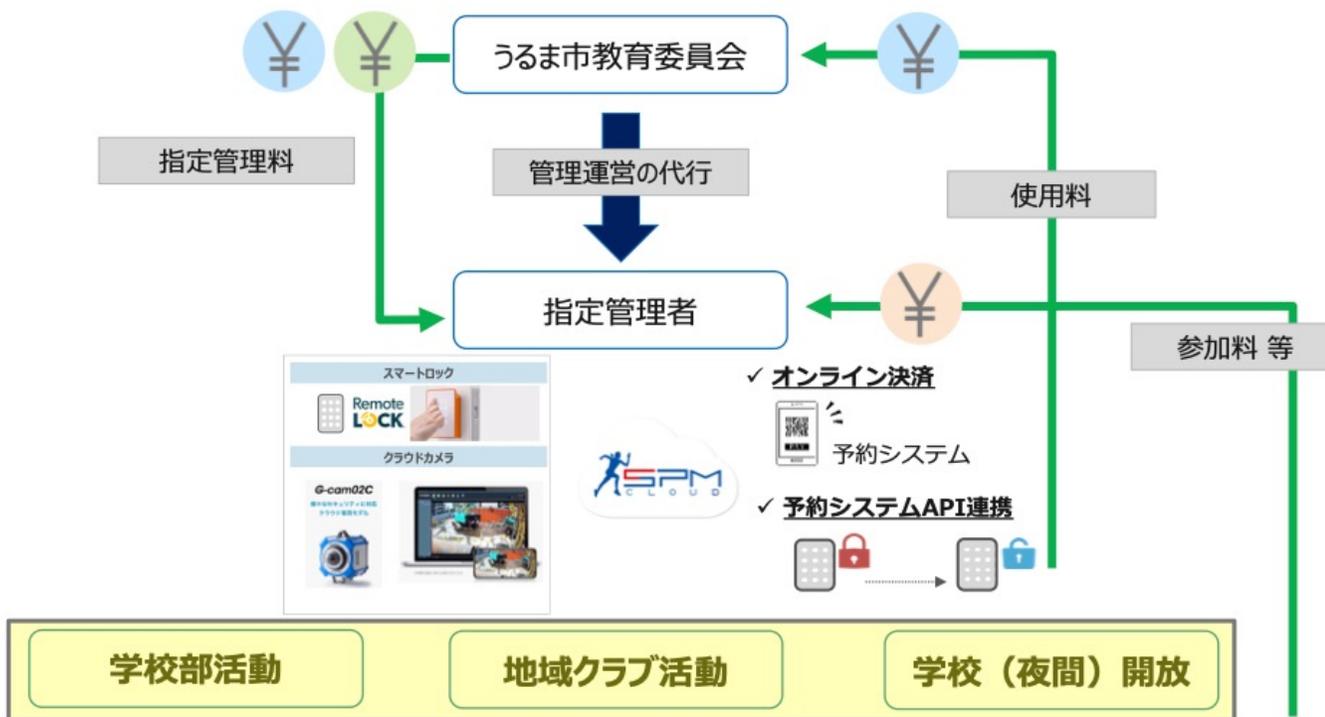
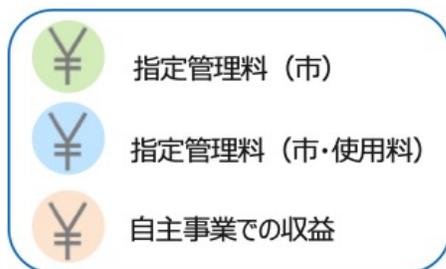
3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

取組の結果③

学校体育施設における指定管理者制度



他世代向けスポーツクラブ運営や
スポーツイベント実施
(自主事業)

中学生年代へのサービス提供だけでなく、幼少期～小学生年代へは多様なスポーツの体験機会の創出や地域住民へのヘルスケアサービスの提供による運動実施率の向上なども検討

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

3 事業性(≒自走性可能性) ～ 学校体育施設における民間等による指定管理者制度の試み ～

今後の取組③

学校体育施設における指定管理者制度

- 学校体育施設の民間等による指定管理者制度は自治体における**条例において制定することで運用が可能**ということが分かった。
- 今後、条例制定をするに当たり、**関係する現行の規則等を見直し、必要な改正案をまとめる**と同時に、本制度の運用による**学校体育施設の有効活用**について、関係各所への理解浸透を深めていく。
- 法令による制限はないことが今回の整理で分かったが、多くの自治体は過去に発出された通知に大きく影響を受けている**事実**があるため、**民間等による学校体育施設の指定管理者制度の運用がこれまでも全国的に例がなかった**と見受けられる。
- 今回の整理において、**学校体育施設の指定管理者制度を活用して民間等に管理運営等を出すことで、学校体育施設の活用の幅が広がること、収益化により資金循環になり得ることをクリアにできたため、今後多くの自治体の参考となるよう、実装に向けて推進していく。**

3. 実証内容とその成果

b. 課題に対する取組結果

4 指導者向けの教育・認証制度の構築

取組の目的

- 学校管理下にある部活動（顧問教員）から地域スポーツクラブ活動（地域のスポーツ指導者）へ移行した際に、保護者等が安心して子供を送り出せるように、子供たちも安心して活動できるよう、指導者は技術指導だけではなく、指導者としての資質を備えることが大事である。
- 子供たちの心身の成長過程に携わるスポーツ指導者として、資質の向上を図り、子供たちや保護者へ安心安全を担保すると同時に、指導者自身を守るためにも必要な知識習得を促し、その環境を提供する。

現状

- これまでの学校部活動は学校生活の延長線上、指導者（顧問）が学校教員であることから、「学校」というフィルターで無条件に安心が得られていた。
- 学校部活動の地域移行は、学校とは切り離されたスポーツ活動となるため、学校管理下の部活動に当たり前のよう存在していた顧問教員ではなく※1、地域のスポーツ指導者が子供たちのスポーツ指導に当たることになる。※1
- 子供たちや保護者等が安心安全に地域でスポーツ活動ができるよう、**スポーツ機会の確保だけではなく、その指導に当たる指導者に対しての信頼や安心感をも与えることが重要**である。

※1 地域でのスポーツ指導を行いたい教員の兼職兼業の希望者を除く

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

4 指導者向けの教育・認証制度の構築

取組の内容

- 中学生の心身の成長に携わるスポーツ指導者として、**競技を問わず求められる救命救急やコンプライアンス等、全7つのテーマについて知識が習得できる e-Learning の学習環境を整備。**

□ e-Learningの画面イメージ

II. 地震対策について
4. 地震発災時の生徒への呼びかけと避難について

退避する時の呼びかけ
「その場にしゃがめ！」
「頭の上に手を置け！」

避難する時は、「お」「か」「し」「も」を守る。

おさない かけない
しゃべらない もどらない

体育館
・退避する時は自分勝手な行動をとらせない。
・勝手に体育館の外に飛び出さないようにする。
・屋外へ退避する時は、頭を守り体育館シューズのまま外に出ましょう。

校庭・プールでの退避について
・プールでは水から上げて避難をさせます。
校庭やプールでは亀裂が入る可能性がありますので履物を履いて退避します。

文部科学省「学校防災マニュアル」をもとに当社で作成
© MS&AD InterRisk Research & Consulting, Inc. | 14

*アバターによるナレーション付き

[自然災害への対応]

I. 一次救命処置
4. 一次救命処置と救命の連鎖とは？

一次救命処置とは？
突然の心停止、もしくはこれに近い状況になった際に傷病者を社会復帰に導く方法。
胸骨圧迫・人工呼吸・AEDが含まれる。

救命の連鎖

心停止の予防 早期認識と予防 一次救命処置 二次救命処置
部活動指導員が関わる

急変した傷病者を助け、早期に社会復帰させるために重要な一連の流れを「救命の連鎖」と言います。この4つの輪が**素早くつながると救命の効果は高まる。**

参考・引用文献 救急蘇生法の指針2020市民用
© MS&AD InterRisk Research & Consulting, Inc. | 8

[一次救命措置と熱中症]



3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

4 指導者向けの教育・認証制度の構築

取組の内容

〈学習内容〉 所要時間：受講15～20分/確認テスト全10問

(1) 自然災害への対応 * 都道府県により異なる

(2) 救急蘇生法 / 一次救命処置と熱中症

(3) 防犯

(4) コンプライアンスの重要性とハラスメント防止

(5) 子どものメンタルヘルス不調と対応

(6) 個人情報の取り扱い

(7) ケガ予防 * 講習会の実施形式

- 「ケガ予防」については、講習会の実施形式となる。
- 三井住友海上火災保険（株）に所属しているアスリートやコーチ等から本サービスの提供を実施。
- 本講習に参加し受講した指導者に、ケガ予防の認証が付与される。

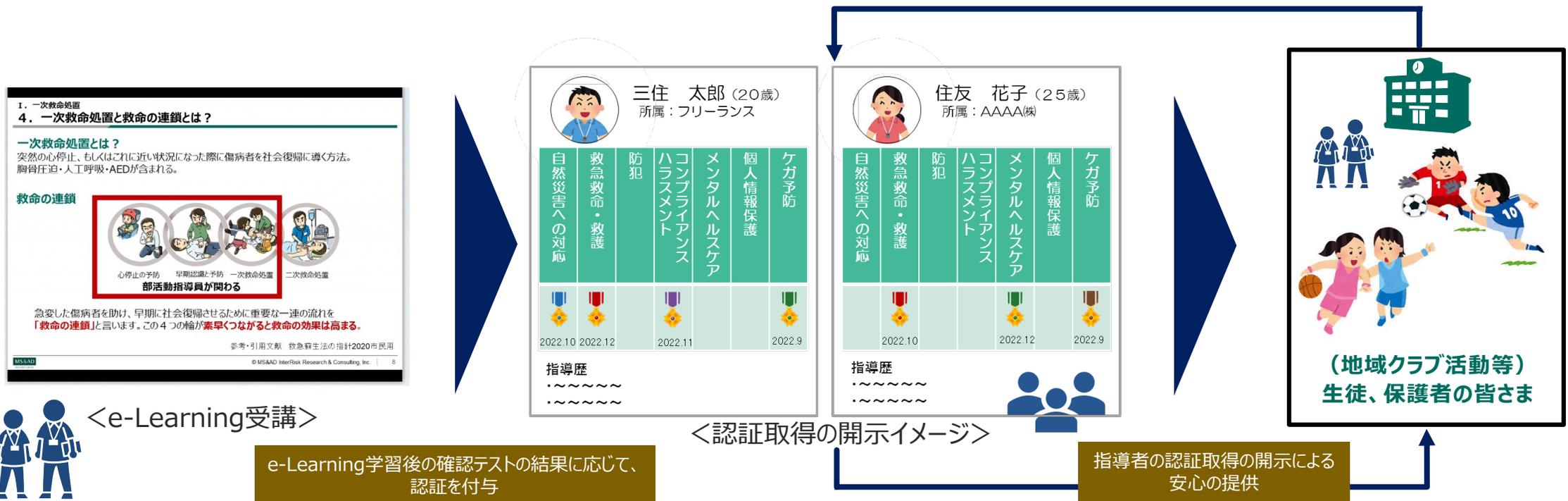
3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

4 指導者向けの教育・認証制度の構築

取組の内容

- スポーツ指導者の知識習得・資質の向上に向けた教育認証制度により、指導者の認証状況の開示が保護者等への安心安全の担保につながる。
- スポーツ指導者へ本制度の重要性を説明・理解をしてもらった上で、e-Learningの受講を促した。



<e-Learning受講>

e-Learning学習後の確認テストの結果に応じて、認証を付与

<認証取得の開示イメージ>

指導者の認証取得の開示による安心の提供

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

4 指導者向けの教育・認証制度の構築

取組の結果

- うるま市で実証スタートさせ、これは全国初の取り組みとなった。
- 令和5年2月22日、うるま市内の中学校体育館において、うるま市でスポーツ指導を行う指導者を対象に、学習項目の1つ「ケガ予防」の講習会を実施。

<指導者向け教育・認証制度>

- | |
|---------------------------|
| (1) 自然災害への対応 |
| (2) 救急蘇生法 |
| (3) 防犯 |
| (4) コンプライアンスの重要性とハラスメント防止 |
| (5) 子どものメンタルヘルス不調と対応 |
| (6) 個人情報の取り扱い |
| (7) ケガ予防 * 講習会の実施形式 |

“全国初”

<e-Learning受講>



<サービス提供社の人材の活用>



* 三井住友海上女子陸上競技部所属
 渋井陽子氏によるケガ予防に関する講習会実施

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

4 指導者向けの教育・認証制度の構築

取組の結果

【2023年3月7日（火）琉球新報より】

女子マラソン元日本記録保持者・渋井陽子さんが部活指導者に伝授したストレッチ「時代は脱力」 うるま・伊波中で講習会

3/7(火) 12:24 配信 3 3 3



中学校の外部指導者にストレッチを教える渋井陽子さん=2月22日、うるま市

【うるま】女子マラソンで元日本記録保持者の渋井陽子さんが2月22日、うるま市の伊波中学校で、部活の外部指導者らにけが防止のための講習会を開いた。2023年度から段階的に始まる公立中学校の運動部活動の地域移行を前に、外部指導者の質を向上させることが目的。うるま市とスポーツデータバンク沖縄、渋井さんが所属する三井住友海上火災保険が昨年結んだ連携協定の一環として行われた。

競技種目を問わず求められる受講テーマに、指導者からは

- 意識していなかったところに意識が向くようになった
- 当たり前前に知っているものと思い込んでいたことが、学習することで再確認できたり、新たに気付かされたりする部分が多かった

など、学び直すきっかけとなっていることや新たな知識習得につながっている感想が寄せられている。

3. 実証内容とその成果

b.課題に対する取組結果

4 指導者向けの教育・認証制度の構築

今後の取組

- 本教育・認証制度は、「学び直し」、「自身の知識の再確認」という観点からも、現在のスポーツ指導者だけではなく、今後、地域スポーツ指導者としての希望が出てくる**兼職兼業による教員**に対しても、**効果的で重要な学習テーマ**である。
- 現時点においては7つの学習テーマとしているが、今後の地域スポーツクラブ活動のなかで、**必要とされる資質等が新たに求められる場合には、テーマを追加していくことを検討**する。
- 既存のテーマの内容について、世間の流れ等に合わせた**最新の内容にアップデート**を行い、指導者が常に新しい知識と情報を持ち合わせるよう、サービスの維持・向上を図り、**うるま市から県内外への横展開**を目指す。



3. 実証内容とその成果

c. 実証から得られた示唆

1 運営体制の構築

Point① 横断的な組織内連携の構築による体制強化

ポイント

- 学校部活動の地域移行は、これまでの部活動改革の取組から検討・対応範囲が一段と広がる。教育委員会では難しい事案に対しても、市として総合的な解決を目指すため、庁舎内の関係各所が本取組の一員として担当者意識を持たせ、巻き込むことが必要不可欠。

得られた示唆

- ✓ 学校部活動の地域移行において、市として総合的な解決を目指すために、庁内の関係各所と部活動の地域移行に関する情報や知識、市の現在の状況について共通の認識を図ることで、**どのような改革が有効的かを様々な角度から専門的提案や効率的な議論が可能**となる。
- ✓ 体制を構築（メンバーを参集）することがゴールではなく、体制を機能させるため定期的なミーティングの実施と全体像の認識共有を図ることを意識することが重要（単発的ではなく、担当する施策が将来どのようなようになるのか具体の想像までできることがポイント）である。

◆ 効果的な取り組みとなった例 ◆

地域移行にかかる全体設計

（教育委員会・市長部局/経済産業部）

- 教育委員会の学校教育課、R5よりスポーツを所管する市長部局・経済産業部（スポーツ課が新設）と、現在のうるま市における学校部活動の現状と地域移行の計画について、プロジェクトチームを結成し、定期的なミーティングを実施
- 関係者が同じ情報量・認識を持つことで、次のアクションは何をするべきか、誰と何の調整が必要か、足並みを揃えて把握することが可能

「企業版ふるさと納税」等、財源確保の仕組みづくり

（教育委員会・市長部局/企画政策課）

- 持続可能な部活動支援、地域スポーツクラブ活動の運営に向けて、企業版ふるさと納税等、資金循環の手法・仕組みづくりを検討
- 昨年度に続き、今年度も継続して実施するなど、関係部署との定期的な連携により、必然的な継続性が生まれる

条例制定・規則改定等

（教育委員会・市長部局/総務課）

- 教育委員会の学校教育課、R5よりスポーツを所管する市長部局・経済産業部（スポーツ課が新設）と、現在のうるま市における学校部活動の現状と地域移行の計画について、プロジェクトチームを結成し、定期的なミーティングを実施
- 関係者が同じ情報量・認識を持つことで、次のアクションは何をするべきか、誰と何の調整が必要か、足並みを揃えて把握することが可能

3. 実証内容とその成果

c. 実証から得られた示唆

2 指導者・管理者の確保

Point② 指導者及び地域スポーツクラブの将来的な在り方

ポイント

- 既存または新設される地域スポーツクラブが、今後の地域スポーツ活動を支えるにあたり、**適切で持続可能なクラブ運営管理ができるのか**、現状は不透明である。
- クラブ運営のノウハウ確立や指導者の指導方法向上のための仕組みづくりが必要。

得られた示唆

- ✓ 生徒のニーズに応じた多様な運動・スポーツ機会の確保には、様々な指導ノウハウやその指導者の確保が必要となってくる。
- ✓ プロスポーツチーム同士が地域移行への参画モデルの検討を進めることで、より充実したスポーツ環境の整備につながると期待。
- ✓ 生徒・保護者等へ安心安全を担保するため、新規/既存の指導者へ指導者として必要な研修環境の整備や地域クラブの適正な運営ノウハウの浸透が重要となる。

◆期待される効果◆

プロスポーツチームと地域の連携可能性

- プロスポーツチームにおいて、各チーム単体ではアカデミーの設立やスクールの運営、スポーツ体験会等の様々な企画を実施している。
- 今後、その運営や指導ノウハウを地域クラブや地域のスポーツ指導者へ共有することで、地域スポーツクラブの指導方法のバリエーションが増え、様々なレベルや目的に応じた子供たちへの関わりが可能になる。

プロスポーツチーム同士の連携可能性

- これまでプロスポーツチーム単体で実施してきたスポーツ教室等を、複数種目の体験を目的とした開催を実施することで、子供たちの単一競技・種目から複数種目の体験機会につなげることが可能ではないか。
- 各チームが連携することで、双方の指導ノウハウ等の共有を図ることで更なる向上、また、新たなスポーツ産業が生まれる可能性を秘めている

双方の指導ノウハウ
レベル・目的別の指導方法に
ついて情報交換

双方の指導ノウハウの融合

3. 実証内容とその成果

c.実証から得られた示唆

3 事業性(≒自走性可能性)

Point③ 学校体育施設の有効活用及び収益化の可能性

ポイント

- 「**学校不動産**」とも言える学校体育施設を収益確保の観点からも利活用するため、収益性の可能性がある**民間等による指定管理者制度の運用を推進**。
- ICTツール等の導入による、**管理運営の効率的運用**や**利用者の利便性の向上**を図り、利用者の増加につながる**環境整備**の検討。

得られた示唆

- ✓ 自治体が**学校体育施設の指定管理者制度**を活用して民間等に**管理運営等**を出すことで、**学校体育施設の活用の幅が広がること、収益化により資金循環になり得る**。
- ✓ 一つの「**施設**」として価値ある学校体育施設を利活用することは、**活動場所の充実や周辺地域の活性化**にもつながり、**学校を活用した地域づくり・街づくりが期待される**。
- ✓ ICTツール等の活用により、**管理運営の効率化利便性、また利用者の安全・防犯機能の強化**が可能。

◆今後の取り組みに必要な提案◆

学校体育施設における指定管理者制度の活用

- 学校体育施設の使用で収益性が出ることに對して、これまでタブーとされてきたが、関係法令・通知や現在のスポーツ施策においては、むしろ有効的に活用することを推奨されている
- 自治体の条例（制定/改定）において運用は可能となるが、そこに至るまでの必要な情報や関係規則等の整理が現状、まだ不十分の段階にあるところが多い印象
- 条例整備が円滑に進められるよう、関係省庁からの後押し（通知等）があると、各自治体で導入の検討や対応が加速するのではないか
- 今後の学校体育施設を地域住民等に広く利用してもらえよう、需要を高める一つとして利便性の向上を図るため、システムやICTツール等の積極的且つ慎重に導入の検討を進め、学校体育施設を魅力ある活動の場所として、環境整備をすることが求められる

3. 実証内容とその成果

c.実証から得られた示唆

4 持続可能な運営に向けた財源の確保

Point④ 自走化に向けた持続可能な財源確保の手法・運用

ポイント

- 国などの補助だけを頼りにすることは、いつまでも補助が続くわけではないため現実的ではなく、子供たちにとって、地域住民にとって必要なスポーツ環境を持続させるためには、**地域で自走化できる仕組みづくりを構築**することが必要。
- 企業版ふるさと納税、企業協賛型・アクティベーション等、外部資金による資金循環において、地域スポーツクラブへの活動支援の仕組みが必要。

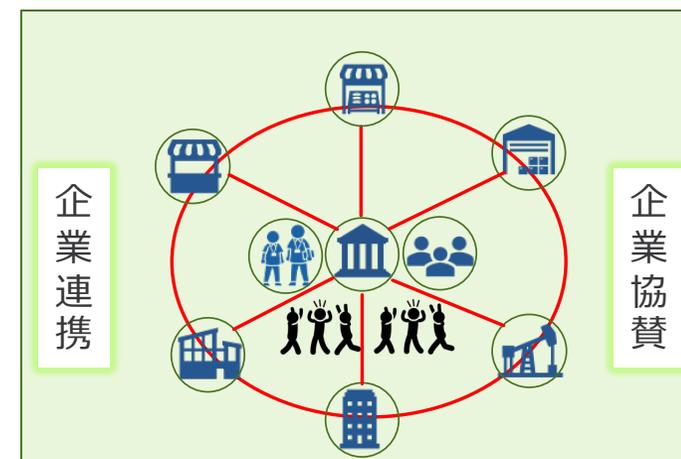
得られた示唆

- ✓ 企業版ふるさと納税は適用期限があり、令和6年度までの取り組みとなる。
- ✓ 本財源だけに限らず、令和7年度以降も継続的な運営ができるよう、**新たな財源確保の手法を検討し続ける**ことが必要。
- ✓ 今後の財源確保の手法を検討する際には、**特定の手法に偏るのではなく、多角的に財源のチャンネルを有しておく**ことを意識しておくことが必要。

◆再考の必要性◆

新たな財源確保の手法検討

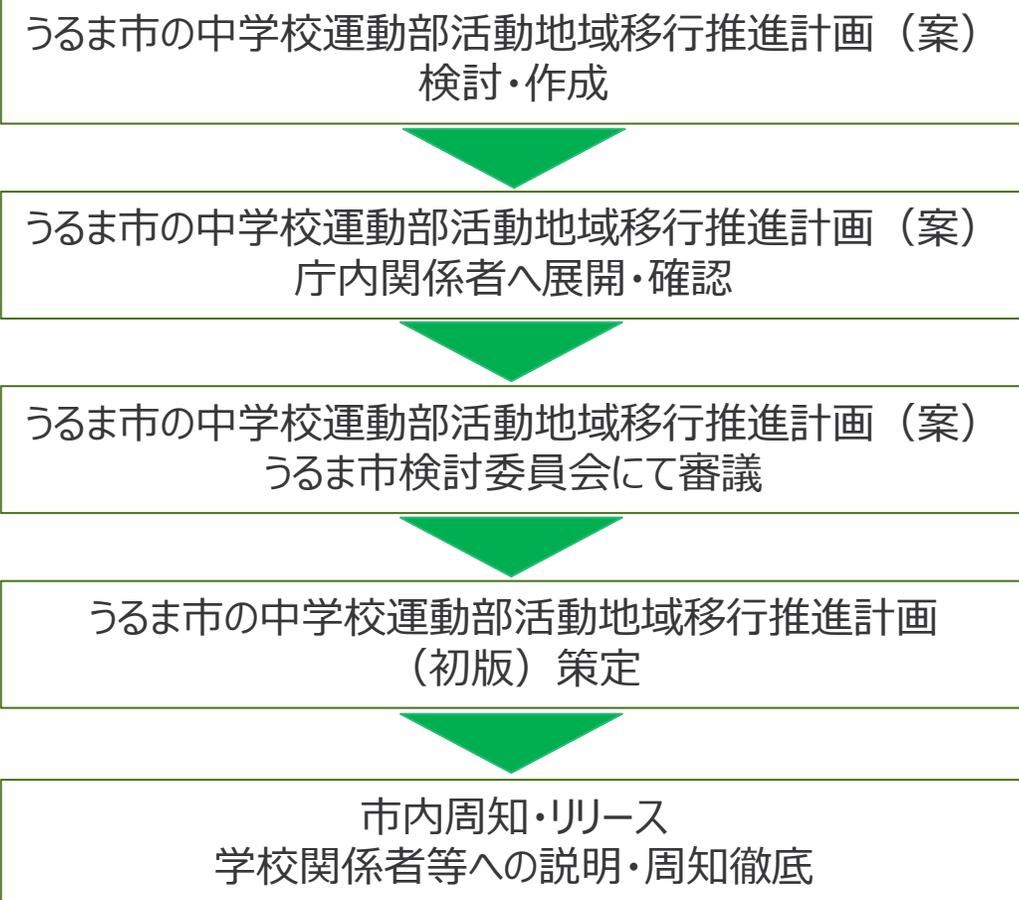
- 国等からの補助や企業版ふるさと納税など、外部からの資金調達は一時的なものである
- 地域で自走化できる仕組みづくりとして、地域内外の企業との連携が必要不可欠である
- 「財源」だけでなく、運営していくに当たって必要な用具やサービス（保険や移動手段など）の提供という側面での連携・サポート体制にも持続可能な運営の可能性がある



4. 今後の目指す姿

a. 本実証を踏まえた目指す姿

- ✓ 2022年度中に「うるま市中学校運動部活動 地域移行推進計画（初版）」を策定し、市内中学校へ周知
- ✓ 2023年度から本計画を地域クラブ活動の運営指針と、本格始動を図る



うるま市の中学校運動部活動
地域移行推進計画
（初版）
沖縄県うるま市教育委員会
令和5（2023）年3月

< 目次 >

はじめに	02
1 学校部活動の地域移行推進計画について	03
(1) 部活動改革の方向性	
(2) うるま市の目指す部活動の地域移行	
(3) うるま市における推進体制	
2 うるま市の「地域クラブ活動」について	05
(1) 対象者	
(2) 地域クラブ活動の主体者	
(3) 地域クラブ活動におけるスポーツ種目	
(4) 活動場所	
3 うるま市の「地域クラブ活動」における適切な運営等について	06
(1) 活動方針の策定等	
(2) 適切な休養日等の設定	
(3) 適切な指導の実施	
(4) 保険加入の推奨	
4 うるま市の「地域クラブ活動」の指導者について	08
(1) 求める指導者像	
(2) 指導者向け研修	
(3) 教員の兼職兼業	
5 うるま市の「地域クラブ活動」における学校との連携について	11
(1) 地域移行実施校との連絡・運営体制	
(2) 学校施設及びスポーツ備品の供用	
6 うるま市の「地域クラブ活動」における安全管理及び事故防止等について	12
(1) 事故発生時の対応	
(2) 熱中症等の対策	
(3) 体罰・ハラスメントの防止	
7 大会の在り方について	13
(1) 大会参加について	
(2) 大会運営への従事	
8 その他	15
(1) 地域クラブ活動にかかる経費	
(2) 地域クラブ活動への支援	
おわりに	16

【参考資料】
①学校の部活動と地域スポーツクラブ活動の違い
②国・県・うるま市における部活動改革の取組み（沿革）

4. 今後の目指す姿

a. 本実証を踏まえた目指す姿

地域スポーツクラブの持続可能な運営に向けた財源の循環（学校体育施設の有効活用）

民間等による学校体育施設の指定管理の将来像（イメージ）



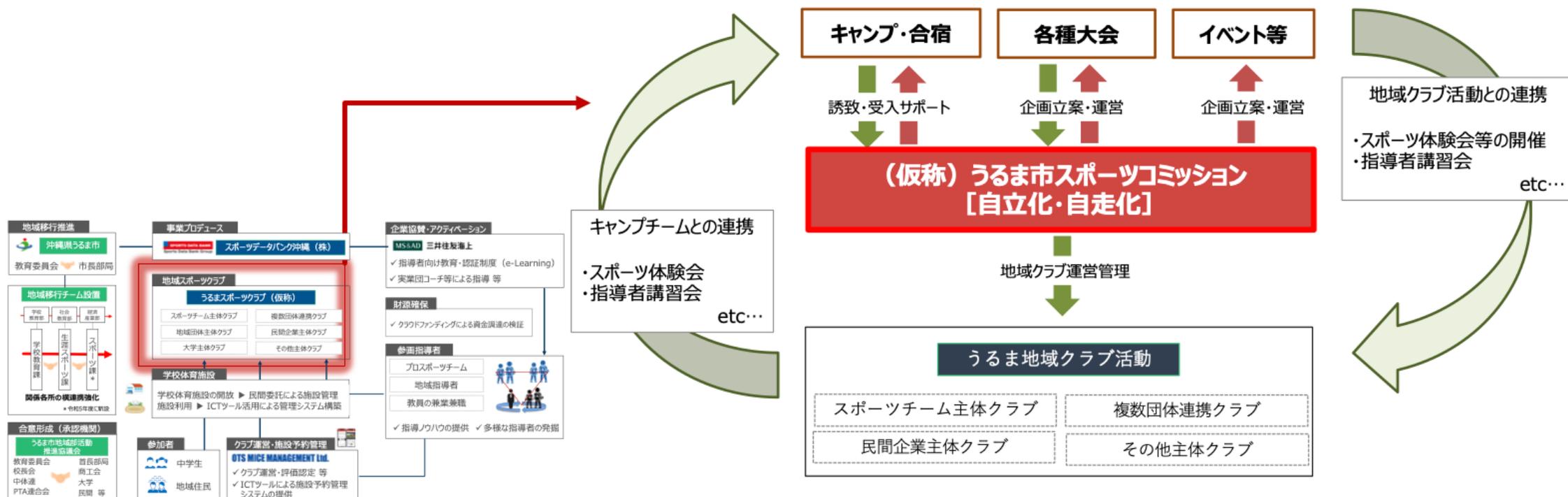
キーワード “民間投資”による施設の充実

4. 今後の目指す姿

a. 本実証を踏まえた目指す姿

地域スポーツクラブとスポーツコミッションの連携による地域活性化

- ✓ うるま市スポーツコミッション（仮称）がキャンプ・合宿の誘致・受入の機能を果たすとともに、うるま市における地域クラブ活動の運営管理も担い、地域のスポーツ環境整備に向けた組織の一元化を目指す。
- ✓ キャンプ・合宿受入チームとうるま市の地域クラブ活動の相互連携を図り、うるま市の地域スポーツ環境の拡充を推進することで、スポーツをはじめとした周辺産業との経済波及の促進を狙う。



4. 今後の目指す姿

b. 目指す姿に向けたロードマップ

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
地域スポーツクラブ活動の実施	<p>休日の 地域スポーツクラブ活動の実施 (指定校)</p>	<p>移行可能な部活動から順に地域スポーツクラブ活動へ移行していく。 (平日を含む)</p>		
地域スポーツクラブ運営母体/ 運営基準・評価制度の構築	<p>うるま市スポーツコミッション (仮称)の立ち上げ</p> <p>クラブ運営の評価基準等の 検討</p>	<p>うるま市スポーツコミッションによる地域クラブ運営管理等</p> <p>地域移行後の状況把握・評価と改善点への対策</p> <p>実施の評価・改善点等の検討</p>		
学校体育施設の有効活用	<p>学校体育施設における指定 管理者制度の条例制定に 向けた規則等の整理</p> <p>予約管理システム導入検討</p>	<p>指定管理者制度の条例制定 (仮)</p> <p>予約管理システムの運用 学校体育施設へのICTツール設置・運用</p>	<p>学校体育施設における指定管理者制度の運用</p>	
資金確保	<p>企業版ふるさと納税 (2024年度末まで)</p> <p>クラウドファンディング、企業協賛・連携等による 多様な財源確保の検討・実証</p>		<p>受益者負担による運営費 (一部) の確保検討</p> <p>新たな資金確保の手法運用</p>	
その他 (事務局案)	<p>県内プロスポーツチーム連携 協議会 (仮称) 設置準備</p>	<p>県内プロスポーツチーム連携協議会 (仮称) 立ち上げ・連携構築</p>		

4. 今後の目指す姿

c. 事業収支計画

費用（合計34,954,000円）		売上（合計31,500,000円）									
① 地域スポーツクラブ活動（指導者） ・指導者数 40名（仮定）*40クラブ ・指導報酬 4,000円/時間単価 [1名*4,000円*3時間=12,000円/人日] [12,000円*年間40回=480,000円/人年] [480,000円*40名=19,200,000円] ・スポーツ安全保険（指導者）1,850円/年 [1,850円*40名=74,000円]	¥19,274,000	① 地域スポーツクラブ活動 ② 学校体育施設における事業（スクール事業） 回数 12回（月1/年） 参加者 100名/回 参加料 5,000円（年間）<500円/回>	¥500,000								
		③ 外部資金 -企業版ふるさと納税 -企業協賛・寄附 -市財源	¥31,000,000								
② 地域スポーツクラブ活動（参加者） ・参加者数 800名（仮定） [1クラブ 20名*40=800名] ・保険（生徒）850円/年 [850円*800名=680,000円]	¥680,000	④ 学校体育施設における 指定管理者による自主事業 <table border="0"> <tr> <td>【子供向け】</td> <td>【大人・シニア向け】</td> </tr> <tr> <td>回数 24回（月2/年）</td> <td>回数 36回（月3/年）</td> </tr> <tr> <td>参加者 100名/回</td> <td>参加者 50名/回</td> </tr> <tr> <td>参加料 500円/回</td> <td>参加料 800円/回</td> </tr> </table>		【子供向け】	【大人・シニア向け】	回数 24回（月2/年）	回数 36回（月3/年）	参加者 100名/回	参加者 50名/回	参加料 500円/回	参加料 800円/回
【子供向け】	【大人・シニア向け】										
回数 24回（月2/年）	回数 36回（月3/年）										
参加者 100名/回	参加者 50名/回										
参加料 500円/回	参加料 800円/回										
③ その他 ・人件費（運営・管理等） <u>10,000,000円</u> ・管理システム <u>5,000,000円</u>	¥15,000,000	⑤ スポンサー（企業連携） 2口*500,000円	3,640,000円								

34,954,000円-31,500,000円 = ▲3,454,000円

